

創造力あふれる人とまち みしま



三島市文化振興基本計画 (後期計画)

令和3年3月
三島市

はじめに

三島市は、県内他市町に先駆けて、平成26年6月に三島市文化振興基本条例を制定し、この条例に基づき、平成28年3月に三島市の文化振興の指針として、令和7年度を目標年度とする「三島市文化振興基本計画」を策定しました。「創造力あふれる人とまち・みしま」を将来都市像として掲げ、以降、本計画に基づき、市民の皆様のご理解とご協力のもと文化振興施策を展開しています。三島市民文化会館の大規模改修についても本計画に規定しており、令和2年10月にリニューアルオープンしたところです。



このたび、計画策定から5年を経過するのにあたり中間見直しを行い、後期計画を策定しました。

世界に類を見ないスピードで「人口減少・超高齢社会」が進み、経済規模の縮小、社会保障費の増大など我が国が直面している課題に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、これまでにない様々な課題に直面しており、解決のきっかけとなる可能性がある文化の価値(文化の力)を生かす取組が求められています。

ここに策定しました「三島市文化振興基本計画後期計画」では、令和3年度から令和7年度までの後期5年間の文化振興施策について、「文化の種をまこう」、「文化の庭をつくろう」、「文化の花をさかそう」を基本方針として、文化に出会うきっかけづくり、文化を育む環境づくり、文化を通じたまちの魅力づくりのための取り組みにより、文化の力による品格と活力あるまちづくりを進めるとともに、市民の皆様による自発的、主体的な文化芸術活動を支援してまいります。

本市においては、市民の皆様の文化芸術活動が大変活発であり、貴重な文化財・伝統芸能の後世への継承とともに、美しく品格あるまちづくりに欠かせないもので、生活に潤いや豊かさを与えるものとなっております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました三島市文化振興審議会の委員の皆様をはじめ、ヒアリングにご協力いただいた文化芸術団体及び文化施設、市民意識調査にご回答いただいた皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

三島市長 **豊岡 武士**

目次

第1章	計画策定にあたって	
	1. 策定の趣旨	2
	2. 計画の位置づけ	3
	3. 計画期間	3
	4. 文化を取り巻く背景	4
	5. この計画における文化の捉え方	6
第2章	現状と課題	
	現状と課題	8
第3章	計画の基本的な考え方	
	1. 将来像	12
	2. 基本方針	13
	3. 施策の体系	14
	4. 数値目標	14
第4章	施策の展開	
	〈はじめに〉	16
	基本方針1. 文化の種をまこう	17
	（1）子どもに出会いを贈る	
	（2）暮らしの中にきっかけを届ける	
	基本方針2. 文化の庭をつくろう	19
	（1）文化施設等をひらかれた場にする	
	（2）文化活動の支援を強化する	
	基本方針3. 文化の花をさかそう	21
	（1）まちの活力を高める	
	（2）まちの魅力を広める	
第5章	重点プロジェクト	
	重点プロジェクト	24
	重点プロジェクト1 みしまの文化応援プロジェクト	25
	重点プロジェクト2 市民文化会館を楽しむプロジェクト	26
	重点プロジェクト3 まちの未来を創る人材育成プロジェクト	27

第6章	推進体制	
	1. 計画の推進	30
	2. 推進主体の役割	31

資料編		
	1. 市民意識調査結果	34
	2. 三島市文化振興基本条例	47
	3. 三島市文化振興審議会委員名簿	52
	4. 文化振興基本計画中間見直しに係る作業部会委員名簿	53
	5. 計画の策定経過	54

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

平成13年（2001年）12月に文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が施行されました。同法第4条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とうたわれています。また、平成24年（2012年）6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、これまで法的位置付けのなかったホールのあり方が明文化されました。

これらを踏まえ、本市では、平成26年（2014年）6月に、「三島市文化振興基本条例」を制定しました。条例策定後、同条例第9条に基づき、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「三島市文化振興基本計画」を策定し、文化政策を進めてきました。計画の策定後、国では平成29年（2017年）に「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」となりました。文化芸術基本法は、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという考え方を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が法の範囲に取り込まれています。この法改正を受けて、平成30年（2018年）には、「文化芸術推進基本計画」が策定されています。

本計画は、文化政策におけるこれらの背景を踏まえて、「三島市文化振興基本計画」の中間年次において、同計画の見直しをおこなうものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位計画である三島市総合計画に掲げられた将来都市像を、文化の面から実現するための計画です。

また、市の文化の振興を図る意思を明文化した三島市文化振興基本条例に基づき、条例に定められた基本理念を踏まえ、基本的施策を具体化するものです。

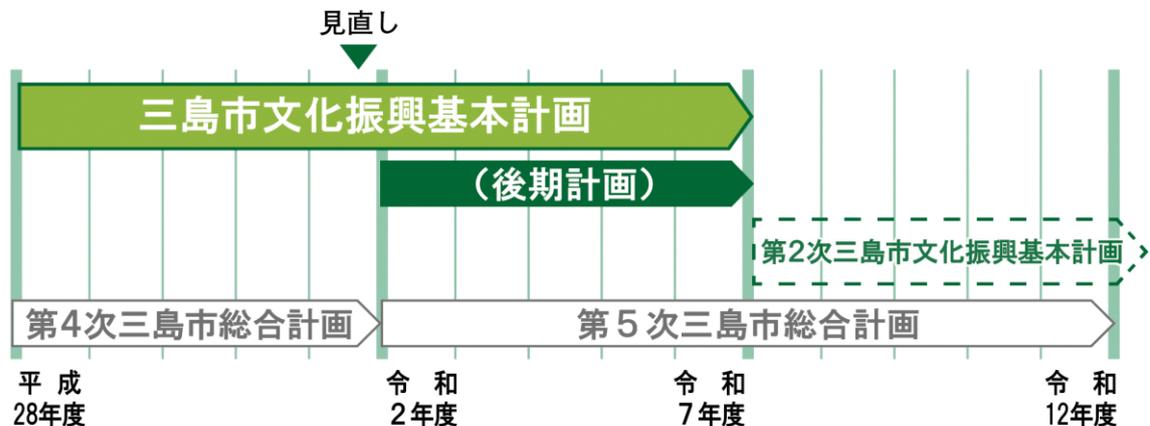
三島市教育に関する大綱など、市のその他の計画や文化芸術基本法、静岡県文化振興基本条例など、国・県の法令や計画等との整合性も配慮しています。



3. 計画期間

本計画は、市の文化の振興に関する基本方針や目標、文化振興施策等を示すものであり、中長期的な展望をもって取り組んでいく必要があることから、平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度）の10年間を計画期間とします。

社会情勢の変化を踏まえて、計画期間の中間年次となる令和2年度（2020年度）に見直しを行いました。



4. 文化を取り巻く背景

①国・県の動向

国においては、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため「文化芸術振興基本法」が平成13年（2001年）に施行されました。平成24年（2012年）には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、翌年に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示されました。平成26年（2014年）には、2020年までを「文化力の計画的強化期間」と位置づける「文化芸術立国中期プラン」が策定・公表され、現在は、平成27年（2015年）5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」により施策が展開されています。さらに、近年では、平成29年（2017年）に「文化芸術基本法」の改正、平成30年（2018年）には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、「文化芸術推進基本計画」が策定されるなど、文化芸術を取り巻く情勢は変化し続けています。

静岡県においては、平成18年（2006年）に「静岡県文化振興基本条例」が施行され、現在は「第4期ふじのくに文化振興基本計画」に基づき施策が展開されています。また、令和3年（2021年）1月、（公財）静岡県文化財団内にアーツカウンシルが設置されました。

②情勢の変化

文化を取り巻く情勢においては、人口減少や少子高齢化・単身世帯の増加を背景として、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足が指摘されています。地方創生に関する取組が進められるなか、地域の伝統文化、まちなみ、歴史等の資源を戦略的に活用していくことが求められています。

また、東京オリンピック・パラリンピックが世界に向けて文化の魅力を発信する大きなチャンスであると捉え、開催効果を東京のみならず広く地方にも波及させるため、文化プログラムの開催の機会を活用していくことが望まれています。特に県東部地域においては、世界遺産に登録された富士山、韮山反射炉をはじめとする資源を文化の魅力発信に活用していくことが期待されています。

国連では、平成27年（2015年）9月に、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）の15年間で達成すべきSDGs（持続可能な開発目標）が採択されています。この目標に示されているように、文化芸術の分野においても“誰一人取り残さない”取組が望まれています。

このほか、グローバル化が進展するなか、互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化を介した海外の人々との交流を推進することや、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及が進んでおり、その利点や課題等を踏まえた対応が求められています。

さらに、令和元年（2019年）11月末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行によって、文化芸術の分野にも様々な影響が発生しています。

③文化の力への期待

東日本大震災の被災地における文化活動を通じた支援、文化活動による障がい者や外国人住民等の社会参加の機会拡充、郷土の文化活動における子どもから高齢者までの世代間交流など、幅広い場面において文化活動が評価されており、「文化の力（※）」への期待が高まっています。

また、令和2年（2020年）に実施した文化芸術に関する市民意識調査結果によると、新型コロナウイルス感染症の影響は、地域経済や行政施策・財政、他の余暇活動と比較して、「身近な文化芸術活動の分野」での影響が小さく、「文化の力」が社会に大きく貢献していくことに期待が持てると考えられます。

※文化の力とは…文化活動が人々に元気を与えて地域社会を活性化させ、魅力ある社会づくりを推進する力になること。

5. この計画における文化の捉え方

三島市文化振興基本条例第3条には、5つの基本理念がうたわれています。この理念を前提として、本計画を策定します。

(基本理念)

- 第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
 - 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。
 - 4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。
 - 5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市との連携が図られなければならない。

本計画における文化とは、条例に示されているように、「人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体」を意味しています。また、文化芸術基本法に例示されているものを基本とし、学術等も含めて広く捉えるものとします。

【文化芸術基本法第8条から14条】に基づく分類

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域固有の伝統芸能及び民俗芸能：地域の人々によって行われる民俗的な芸能

第 2 章

現 状 と 課 題

第2章 現状と課題

文化芸術に関する市民意識調査、団体意向調査、施設意向調査などを踏まえて整理した、本市の文化を取り巻く現状と課題は次のとおりです。

①次代の文化の担い手となる子どもを育成する取組が必要である

- 住民参加の水辺づくりなど、地域住民の協働によるまちづくりが進められています。
- 人口減少が続く状況において、次代を担う若者に対し、地域への愛着や文化資源の価値を見出す文化振興の取組が必要となっています。
- 今後、市の文化振興に求められる取組として、「子ども、次世代への支援の充実」があげられていることから、教育機関等との連携を強化しながら、子ども、次世代に向け文化を通じた人材育成の取組が必要となっています。
- 家庭環境に恵まれていない、障がいがあるなどの状況にあり、文化に触れる機会が少ない子どもたちに向けて、日常の中で文化に触れることのできる、体験することのできる機会を届けていくことが望まれます。

②身近な場所で文化に触れる機会の充実を図る必要がある

- 市民の文化活動の発表及び鑑賞の場として、美術展、合唱祭、芸術祭、演劇祭、文芸三島の発行等が行われ、長期にわたって市民に親しまれています。
- 一方、各々の行事では、作品数、参加者数の減少や参加者の高齢化・固定化の傾向がみられ、課題となっています。また、東京圏で文化に触れることが比較的容易な環境にあるなか、市内には行きたいと思えるような魅力ある公演や展覧会が少ないといった指摘もあります。
- 三島市民は市内の文化的な環境を比較的評価していて文化芸術への関心も高いことが伺えることから、市民ニーズを踏まえながら、身近な場所で文化に触れる機会の充実が必要となっていると考えられます。
- 新型コロナウイルス感染症におけるコロナ禍において模索されている、新たな生活様式に対応した文化活動のあり方について、「市民が誰でも安心して参加できる文化活動」としていくための試行と展開が求められています。
- 文化に触れる機会を設けることの難しい子育て世代、働き盛りの世代等に向けて、これらの世代が普段の生活スタイルの中で取り入れやすい文化芸術との接点を提供していく必要があります。

- 市内の文化活動に関する情報を、一般市民に少しでも知ってもらうことができるような情報発信とPR方法について、市民・企業・団体等とともに模索し、試行・実践していく必要があります。
- 文化活動に関する市民意向を把握していく方法について、より幅広い手法と機会を取り入れ、施策改善につなげていく必要があります。

③市の文化振興の拠点となるような施設の位置づけが必要である

- 市内には、市民文化会館をはじめ、郷土資料館、図書館、生涯学習センターや公民館などの公共施設、佐野美術館や三嶋大社宝物館といった特色ある民間の文化施設等があります。また、ギャラリーも数多くあり、ホテルや金融機関などの事業所内における展示スペースなども市民に親しまれています。
- 市民文化会館は施設の老朽化が進んでいるため、建物の改修や設備の更新、特定天井補強工事等を行いました。しかし、老朽化は今後も進むことから、修繕については計画的に継続していくことが必要です。また、整備された公共的空間において、まちなみと一体となった文化的な活用を積極的に展開していくことが望まれます。
- 多くの人が集まる施設では、感染症の拡大を防ぐため3つの密を避けながら、新たな生活様式のなかで施設の活用を進めていくことが不可欠となります。

④既存文化団体の活動の活性化や交流の促進を図る必要がある

- グローバル化や価値観の変化を背景として、文化に関するニーズも多様化しています。
- 市内で活動する多くの文化団体・サークルは、趣味や交流を広げる場として、市民の文化活動の基盤となっており、地域の歴史や文化を次世代に継承する場としての役割を担っています。一方で、会員の高齢化や減少による運営力の低下、活動の固定化などが課題となっています。
- 各々の団体の活性化に向けた活動を支援していくとともに、学生の関わりをはじめとする担い手の育成や団体間の交流を促進するほか、活動内容を広くPRしていく取組が必要となっています。
- 文化活動を支援してみたい人は増えていることから、そのような人に向けた参加の機会づくりや情報の発信が必要となっています。また、文化活動に参加してみたい市民や、新たなグループ活動を始めようとする市民の相談・支援の機会づくりが求められています。

⑤誘客につながるような文化振興の取組が必要である

- 富士山、韮山反射炉の世界遺産登録や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定によって、国内外の交流機会の拡大が期待されていることから、文化プログラムの展開に関心が高まっています。
- 今後も国や県の施策と協調しながら、豊富な文化資源と交通の利便性を活かし、誘客を意識した文化振興の取組を進める必要があります。
- 地方創生に向けた取組が進められるなか、人口減少の急激な進行の抑制等を図るため、文化の力を活かし、多様な主体の協働・連携による定住・交流に向けた施策の展開（まち・ひと・しごと総合戦略につながる取組）が必要となっています。
- 国、県、近隣市町、姉妹都市などと共催・連携することのできる文化に関連する取組を積極的に受け入れることは、本市の文化振興につながる可能性があります。
- コロナ禍における文化振興施策の模索が続くなか、事業費の確保やボランティアなどの仕組み構築が重要であり、継続していくための工夫が必要となっています。

⑥歴史性のある文化資源を活かした文化振興を進める必要がある

- 本市は、東海道、甲州道、下田街道が交差する歴史的に重要な地域であるとともに、富士山のふもとに位置する雄大な景観や湧水のせせらぎを背景として、歴史や自然などが豊かな文化を育んできました。三嶋大社、山中城跡、しゃぎりや農兵節などの地域の伝統文化や伝統芸能などは、本市を代表する文化資源であり、国・県等の指定文化財も数多くあります。
- 市内の文化財については、その散逸を防ぐために、それぞれの文化財の貴重性の確認と所在の把握、適切な保存が必要になっています。
- 平成30年（2018年）に箱根八里が日本遺産に認定されました。今後は、箱根八里をテーマとした文化的活用について民間と協働で展開を進めていくことが望まれます。
- 市民が市内の景観の美しさに関心を持ち、地域の資源として誇りに感じていることから、歴史や自然、景観などの地域特性を活かした文化振興の取組を進める必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

市の文化政策の基本的な考え方として、目指すべき将来像を掲げ、これを実現するための柱として3つの基本方針を定めます。これらに基づき展開する6つの目標、12の施策を示します。

1. 将来像

創造力あふれる人とまち・みしま

○三島は、霊峰富士からの豊富な湧水に恵まれた水の都であり、古くから伊豆における政治経済の中心、交通の要衝として、また、三嶋大社の門前町として栄え、文化を育んできました。現在も、新幹線等により首都圏からの交通の利便性が高く、緑やせせらぎが美しい住みやすいまちです。

○文化は、人々の心を養い、人生に喜びや力、生活に潤いや豊かさを与えてくれます。また、人と人を結び付けることができるとともに、身近で多様性のあるものです。

○豊かな文化の土壌があるこのまちにおいて、暮らしや文化を育んだ「三島の水」による水文化など、その豊富な文化資源を多くの市民が知り、伝統的な文化を守り継いでいくとともに、新たな文化の創造に積極的に取り組むことによって、個性的な魅力あるまちづくり、誇りや愛着の持てるまちづくりへと発展する大きな可能性があります。

○私たち市民は、文化の種をまき、庭をつくり、花をさかすことによって、品格と活力のある「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現を目指します。

2. 基本方針

1 文化の種をまこう

生活に身近な場面で文化に出会うと、それを「きっかけ」として五感が刺激され、感性が豊かになり、創造性や表現力が高まるなど、私たちの生活に楽しみと彩りが加わります。

そのため、子どもや日常生活で文化に親しむことが少なかった人々も、気軽に自然と文化に出会うことができる機会の創造（出会いの種まき）に取り組みます。

2 文化の庭をつくらう

文化との出会いが継続的な文化活動に発展していくと、生きがいや仲間との絆が育まれ、人生や生活がより豊かなものとなります。

そのため、文化の創造・交流の場として文化施設等の環境を整えるほか、より多角的に文化活動を支援する仕組みをつくることにより、文化を育む環境の創造（育成の庭づくり）に取り組みます。

3 文化の花をさかそう

育まれた文化には大きな期待があります。個々の文化活動が新たな場所で、新たな人やグループとつながることで、新たな文化や多様な広がり生まれ、まち全体に活気をもたらします。

そのため、他分野との連携や広域での交流のほか、地域の文化資源や歴史・風土を活かしたまちの魅力の創造（文化の開花と広がり）に取り組みます。



3. 施策の体系



4. 数値目標

	実績 平成25年	現状 令和2年	目標 令和7年
1 子どもの文化芸術体験の充実が重要と考える人の割合	41.1%	▶ 30.3%	▶ 40.0%
2 クリエイティブワークショップの中学生以下の参加者数	—	▶ 3,437人 (R1)	▶ 17,500人 (R3~7の累計)
3 日常生活の中で文化が重要と考える人の割合	87.6%	▶ 90.8%	▶ 91.0%
4 三島の文化的環境に満足している人の割合	36.7%	▶ 44.7%	▶ 53.0%

第 4 章

施 策 の 展 開

第4章 施策の展開

〈はじめに〉

施策の体系に基づいた「施策の展開」に際しては、地方自治体全体におけるSDGsの取組を常に意識し、本市の文化振興施策の取組と合わせて「持続的な開発目標の達成」につなげます。

SDGsは、17の目標及び169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを宣言しているものです。この取組は発展途上国のみならず、先進国も含めて取り組むべき普遍的なものとして、国をあげて積極的に取り組まれています。

本計画に該当するSDGsの開発目標は以下の3つです。本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

基本方針・目標			
1 文化の種をまこう (1)子どもに出会いを贈る (2)暮らしの中にきっかけを届ける	4 質の高い教育をみんなに 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	
2 文化の庭をつくろう (1)文化施設等をひらかれた場にする (2)文化活動の支援を強化する	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
3 文化の花をさかそう (1)まちの活力を高める (2)まちの魅力を広める	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 

■SDGsの目標と解説

4 質の高い教育をみんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8 働きがいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

基本方針1. 文化の種をまこう

(1) 子どもに出会いを贈る

次代を担う子どもが、幼い頃から芸術をはじめとする質の高い様々な文化に親しみ、感性を磨き、創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むことができるような機会を充実します。

学校や文化施設等をはじめ様々な担い手と連携・協働を進め、すべての子どもが文化に親しめる機会の創出、環境づくりに取り組みます。

①デビュープログラムの充実

- 乳・幼児期の子どもの豊かな情操や好奇心を育むため、また、文化との出会いをより豊かなものとするため、安心して気軽に参加できたり、親子で楽しめたりする機会を充実します。
- ブックスタート・セカンドブック事業や読み聞かせ会、すくすく広場等の児童センター事業に加え、市民文化会館等で親子向けのコンサートやミュージカルの公演、読み聞かせ、アートの体験イベント等を開催します。

②鑑賞・創作、体験・学習の充実

- 義務教育期にすべての子どもが上質な芸術に触れたり、郷土の特色や伝統文化について学んだりすることができるよう、学校や地域、文化施設や社会教育施設の連携を強化して、鑑賞・創作、体験・学習の機会を充実します。
- 地域の文化資源への関心を高めていくために、地域在住のアーティスト等の人材や地域の歴史文化に関わる資源をテーマに取り入れて、きっかけを創出します。
- 学校や文化施設との連携を強化し、小学校巡回音楽会の実施等による芸術鑑賞のほか、芸術家やクリエイターを招聘して行うワークショップを開催し、質の高い創作活動を体験する機会の充実を図ります。
- 郷土資料館や佐野美術館において、展覧会や施設の見学のほか、郷土教室（郷土資料館）、さのびこどもくらぶ（佐野美術館）等の子どもの郷土学習や鑑賞・創作体験につながるプログラムを充実します。
- 講座の開催方法については、より多くの市民がより多くの場所で安全に受講できる方策を取り入れて実施します。

(2) 暮らしの中にきっかけを届ける

生活に楽しみと彩りを感じられるよう、だれでも身近な場所で文化に出会うことができる機会や、これまで文化に親しむ機会の少なかった人も文化を気軽に楽しめる機会の充実を図ります。

また、文化に出会う機会を多くの人に知っていただくため、情報を収集し、効果的に提供します。

①気軽に楽しめる機会の充実

- 市民文化会館、郷土資料館、さらに民間の佐野美術館等の施設において、大人向け入門講座やガイドツアー、アーティストトーク、体験プログラム等の機会を充実します。なかでも、市民文化会館前の広場を利用した文化イベントについて、企業や団体と協力しながら多くの市民に向けて企画・展開していきます。
- プログラムの開催時間帯や内容、費用などを考慮し、低料金で短時間であるなど、身近で気軽に楽しめるイベントを開催します。
- まちづくりや福祉など他分野のイベントや民間が行うイベントとの連携・協力を図り、日頃文化に関心がない人も自然と気軽に文化に触れやすく、楽しむことのできる機会の拡充に努めます。
- 文化を気軽に楽しむことができるように、文化についての企画受付、相談対応、団体紹介、専門家への橋渡しをすることのできる窓口を整えて、その役割を市民に広めます。
- 放課後デイサービス等を通じて、障がい児を含む様々な児童・生徒が、文化に触れるきっかけとすることのできる機会を提供します。

②情報の収集と提供の充実

- 文化に関するイベント・講座、人材、施設等の多彩な情報を収集し、マスメディアのほか、ソーシャルメディアを積極的に活用し、市内外への効果的な情報発信に取り組みます。
- 人の目に触れやすく、わかりやすい情報発信のため、情報の編集、効果的に見せるデザイン力の強化を図ります。
- 市のロゴ、使用規定色、マスコット、キャラクター、イラスト等について、市のホームページや印刷物、名刺などをはじめ、視覚的に統一されたイメージを積み重ねていくことを検討します。
- 文化情報のQRコード化やインターネットを通じたバーチャル体験などを通じて、幅広い世代（特に働き盛りの世代）に多彩な文化を提供できる取組を進めます。
- 市民が文化に参加しやすくなるために必要な意見を把握するため、ICT技術や新たな調査手法を取り入れた意向把握を検討・実施します。

基本方針2. 文化の庭をつくろう

(1) 文化施設等をひらかれた場にする

市内の文化施設等において、施設利用者が利用しやすいだけでなく、様々な市民のニーズに応えられる環境の整備を進めます。

また、すべての市民にとって文化活動の拠点となり、さらには地域の交流・賑わいの拠点、すなわち「新しい広場」となるよう、文化施設等に係る専門家やサポーターなどの人材の育成等を図りながら、既存の施設の活用を進めます。

①人が集う機能の創出

- 市民文化会館や郷土資料館等が、人々が集い、交流し、地域に賑わいと活力をもたらす拠点となるよう施設の活用を推進します。
- 市民文化会館の適切な維持管理や計画的な改修を継続して進めるとともに、人が集まり、交流することができる誰もが利用しやすい拠点として、施設内のフリースペースや屋外広場を活用します。
- 外部の有識者を交えた文化施策について検討の機会を設けるなど、コミュニティ拠点としての活用をはじめ、よりよい施設のあり方を検討します。

②多様な人材の登用・育成の推進

- 文化施設等に専門的な人材を登用するとともに、職員研修を充実することにより人材を充実させ、ソフト事業の充実を図ります。
- 市民が文化の知識や経験を活かし、文化活動をコーディネートする人材として活躍できるよう、講座などを充実します。
- 意欲のある市民がサポーターとして、文化施設等や文化活動を支援することができる制度を導入します。
- 市民参加公演の企画や制作、開催等に関する技能を有する人材の育成やその技能の向上を支援します。
- 文化施設等のボランティア活動を一層充実させるため、ボランティア養成講座や資質向上を目指した研修を実施します。

(2) 文化活動の支援を強化する

市民や文化団体等が自主的、主体的に行う文化活動のさらなる活性化を図るため、活動の内容や成果をPRするなど継続的な活動を支援するとともに、芸術家や文化団体等のネットワークを構築する取組を推進します。

また、斬新でユニークな取組などに対して支援する制度の導入を検討します。

①文化活動への参加の促進

- 市民の日頃の創作活動や成果の発表の場及び鑑賞の機会を提供するため開催している三島市美術展、市民合唱祭や芸術祭等について、高校や大学と連携して若い世代の参加を促します。
- コンクールやコンテスト等での活躍や、特色ある活動を展開している文化部活動など、文化の分野で特筆すべき成果を挙げている子どもたちを奨励します。芸術家や文化団体等の交流の機会を設けるなど、新たな文化への取組を促進します。

②支援体制の強化

- 芸術家や文化団体等が文化活動を行うために必要な資金を調達するため、国、県、(独)日本芸術文化振興会等の公的団体や海外を含む民間団体の助成に関する情報提供を行います。
- 市民が自ら企画制作する公演や展覧会などを支援するため、事業提案に基づく補助金の交付など、意欲やアイデアに富んだ取組に対する支援制度の導入を研究します。
- 芸術家等の文化振興に係る人材の登録制度を構築します。
- 芸術家や文化団体等が文化活動を行うために必要な資金の獲得に関する情報提供を行います。

基本方針3. 文化の花をさかそう

(1) まちの活力を高める

文化の持つ人と人、人と地域を結び付けていく力を社会の幅広い分野で活かした、創造性のある魅力的なまちづくりを推進するため、様々な機関等との連携を進めます。

また、連携を強化することにより、文化を通じた広域的な交流を促進します。

①連携の促進

- 市で現在取り組んでいるガーデンシティによる美しく品格のあるまちづくりやスマートウェルネスによる生きがいくくりと連携することにより文化振興への取組をより強力なものとしていきます。
- 三島市スポーツ・文化コミッションにより、文化イベントや合宿の誘致等に取り組みま
- す。
- 商店街や地域コミュニティの活性化、福祉や医療の現場におけるケアの充実等を図るため、伝統芸能や芸術等の文化の持つ力を多方面に広げていく取組の拡充を図ります。
- 映画、ファッション、コンピューターサービス、広告等、創造産業の活性化を図ります。
- 地域の大学をはじめとした高等教育・研究機関(※)との連携、国や県・周辺市町等との広域的連携を推進し、より多彩で質の高い文化活動が展開されるネットワークの構築を図ります。

②広域交流の促進

- 市民が国内外の多様な文化に触れる機会を充実するため、姉妹都市や友好都市との交流、国際交流イベントなど文化を通じた交流を促進します。
- 英語、中国語等の多言語表記を推進します。

※高等教育・研究機関とは…大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、研究機関等。

(2) まちの魅力を広める

これまで守り継がれてきた隠れたまちの魅力を掘り起こし、それらを広めることによって、新たな文化資源として活用していきます。

また、歴史・文化資源としての価値を再認識することで、地域に対する愛着を育み、次世代に継承していく取組を推進します。

①文化資源の把握と活用

- 地域に伝わる様々な歴史・文化資源について収集・保存・調査を行い、展示や刊行物、講座等を通じて多くの人にその価値や魅力を伝えていきます。
- これまであまり人の目に触れていない、少数の人の中で守り継がれてきた文化資源について、多くの人に知ってもらい、観光や産業振興等につながるように、情報を整理します。
- 文化資源のデータベースを構築しインターネット等を通じて公開するなど、文化資源を活用しやすい仕組みを検討・実施します。
- 地域に伝わる様々な文化資源（古文書や古写真、石造物等）や市内の学校の持つ文化資源（学校資料・美術品等）について、広く収集・調査を行い、その保存に努めます。

②歴史や水と緑豊かな風土を活かした取組の推進

- 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画(※)を推進し、三島の歴史や風土・景観の素晴らしさを市内外に伝え、保全・活用していくための意識啓発に取り組めます。
- しゃぎりや農兵節などの伝統芸能や文化財がもつ歴史的・文化的価値を市民にわかりやすく伝えるとともに、継承者の育成などを行っている団体への支援を継続して行います。
- 本市の文化を育んできた水（富士山からの湧水）と街道（交通の要衝）について、その魅力の発信を充実します。

※歴史的風致維持向上計画とは…平成20年（2008年）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成し、国が認定する計画。「三島市歴史的風致維持向上計画」は、平成28年(2016年)10月3日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されました。静岡県内では初の認定となり、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画です。この計画に位置付けた様々な事業を国の支援事業を活用しながら実施しています。

第 5 章

重点プロジェクト

第5章 重点プロジェクト

第4章 施策の展開に基づき、より迅速に波及力のある事業を展開するため、計画期間の前期5ヵ年で取り組む3つの「重点プロジェクト」を示します。

■施策の体系と重点プロジェクトの対応

目標	施策	重点プロジェクト		
		み	市	ま
1-(1) 子どもに 出会いを贈る	①デビュープログラムの充実		◆	
	②鑑賞・創作、体験・学習の充実		◆	◆
1-(2) 暮らしの中に きっかけを届ける	①気軽に楽しめる機会の充実	◆	◆	
	②情報の収集と提供の充実	◆	◆	
2-(1) 文化施設等を ひらかれた場にする	①人が集う機能の創出		◆	
	②多様な人材の登用・育成の推進		◆	
2-(2) 文化活動の支援を 強化する	①文化活動への参加の促進	◆	◆	◆
	②支援体制の強化	◆	◆	◆
3-(1) まちの活力を高める	①連携の促進	◆	◆	◆
	②広域交流の促進	◆		
3-(2) まちの魅力を広める	①文化資源の把握と活用	◆		
	②歴史や水と緑豊かな風土を活かした取組の推進	◆		

重点プロジェクト1

み しまの文化応援プロジェクト



(1) 目的

市民が自主的、主体的、自発的に行なう文化活動や文化交流が盛んとなるよう啓発・支援する仕組みを構築します。

(2) 概要

- 文化資源、文化イベント等の情報発信に資する活動を支援します。
- 芸術家等の活動や市民の自主的な文化活動を支援するため、活動機会の創出や新たな制度やネットワークの構築をします。
- 東京オリンピック・パラリンピック等を契機として、国内外との交流を促進する機運の醸成を後押しします。

(3) 取組

- 市内の文化活動に関する“よろず相談受付”として、市民が利用しやすい相談窓口を開設し、より広範囲の分野の活動をつなぎます。また、このような活動の展開と効果を市民にもわかりやすく見える化します。
- コロナ禍、コロナ終息後における文化の取組・再開について、新たな手法を模索していきます。
- 文化情報を発信する市民ライターやカメラマンを育成し、自主的なWEBやフリーペーパー等での情報発信を支援します。
- 文化に関わる様々な情報をいつでもどこでもだれでも必要に応じて得ることができる仕組み（(仮称)三島文化ネットワーク）の構築を目指します。
- 市内や伊豆地域ゆかりの芸術家やクリエイターの人材バンクを構築するとともに、公共施設等のフリースペースを活用して発表の機会を提供します。
- 市民の自主企画制作の事業提案制度を構築し、事業費の助成や会場提供等の支援を行います。
- 絵本作家や家庭文庫等で活動している人、市内文化施設、様々な形で絵本に関わっている人、団体、商店街などと協働で、「えほんの街みしま」を推進する事業を検討します。
- 芸術家やクリエイターと文化に関心の高い市民等の交流会等を開催します。
- 国外からの観光客等来訪者や、就業・留学等で在住する外国籍市民の増加が予想されることから、英語をはじめとした多言語による看板や案内表示の設置等を行います。

重点プロジェクト2

市 民文化会館を楽しむプロジェクト



(1) 目的

リニューアルされた市民文化会館で、誰もが日常的に楽しむことのできるような催しを開催するほか、市民に開放された施設サービスを提供します。

(2) 概要

- 県東部屈指の文化施設として、魅力あるコンサートや演劇などを積極的に開催します。
- 市民ロビーや屋外広場を多彩に活用して、市民に開放された空間として活用します。
- 市民が安心して利用できる場として、適切に管理運営します。

(3) 取組

- 市民ロビーをアート作品等の展示、屋外広場を音楽、舞踊、ストリートパフォーマンス等に利用できるよう、近隣の生活環境と調和した利用の仕組みを構築します。
- 指定管理業務の仕様、専門的な人材の登用等について検討します。
- 市民文化会館で行われる文化イベントの運営や情報の発信等を支援する市民サポーターを養成します。
- 文化団体や事業者等のホール利用者を対象とした舞台演出等に関する説明会や相談会を開催します。
- 三島市及び伊豆地域ゆかりの歴史や文化資源を素材とした自主企画制作の公演等の開催を支援します。
- 市民文化会館近隣の商店街や施設等と連携した来場者サービス・特典キャンペーンの展開を検討します。
- 文化施設等の連携を図り、イベントを共同開催したり、関連イベントを同時期に開催したりするなど、相乗効果の期待できる施設運営を推進します。

重点プロジェクト3

ま

ちの未来を創る人材育成プロジェクト



(1) 目的

学校や地域等と連携して、子どもたちの創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むクリエイティブ教育を行い、将来、地域をはじめ国内外で活躍する人材を育成します。

(2) 概要

- 芸術家やクリエイターと市民が協働して、義務教育期の子どもを対象としたクリエイティブ教育を実施します。
- クリエイティブ教育の展開を通して、芸術家やクリエイターと協働する教師や市民の創造性を刺激し結びつきを強めることで、市民同士のネットワーク形成や関係機関等の連携を促進し、新たな市民の文化活動を誘引します。
- 芸術家やクリエイターとの協働事業は教育現場のほか、福祉施設等への展開を目指します。

(3) 取組

- 幼稚園・保育園に出向き、文化芸術に触れるデビュープログラムを実施し、生涯にわたって文化芸術を楽しむことができるようなきっかけづくりを行います。
- ブックスタートやセカンドブックなどを実施し、親子、家族などで楽しいひとときをもち、絵本に接することで、今後の読書活動、文化芸術を楽しむきっかけづくりを行います。
- 従来の音楽や美術といった枠組みにとらわれず、国内外で活躍する芸術家やクリエイターと教師や地域住民が協働して、芸術を活用したユニークな授業（Arts in Education、以下「AIE」という。）を実施します。
- 子どもたちがAIEの中で創作した作品を広く発表する機会を創出します。
- 第一線で活躍する芸術家やクリエイターとパートナーシップを結び、クリエイティブ教育に関する提言を受けるなど、プロジェクトの充実を図ります。

第 6 章

推 進 体 制

第6章 推進体制

1. 計画の推進

本計画は、三島市文化振興基本条例の規定に基づき、市民・文化団体をはじめ、様々な文化の担い手が役割を分担し、連携・協働しながら「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現に向けた取組を進めていきます。

■ 推進体制図



2. 推進主体の役割

本計画の推進に当たって、多様な主体が文化の担い手として次のような役割（責務）を認識し、他の主体と連携・協働を図ることが重要です。

（1）市民の役割

- 文化を鑑賞・体験したり、創造・発表したりするなど、ひとりひとりが文化活動の担い手となり、文化によるまちづくりを推進していきます。
- 子どもの頃から文化芸術の感性を磨いていくことの大切さを広めていきます。
- 地域の祭りなどに参加し、地域コミュニティを維持・活性化するとともに、地域で受け継がれてきた有形・無形の伝統的な文化を継承します。また、文化活動を通じて地域の絆を深めていきます。
- 三島の文化に係る情報や人をつなぐ（仮称）三島文化ネットワークに積極的に参加し、文化活動を活性化します。

（2）芸術家・クリエイターの役割

- 文化を創造し、継承し、発信することで、文化活動の中核を担い、文化によるまちづくりに主体的に関わります。
- 国内外の芸術家・クリエイターや文化団体と交流・連携し、地域の文化活動を牽引します。
- 福祉・医療をはじめ社会の幅広い分野と連携し、創造性のある魅力的な取組を展開します。

（3）文化団体の役割

- 文化活動の受け皿として、活動の継続・発展、積極的な発表、人材の育成、組織体制の強化などに取り組みます。
- 他の団体等との交流により、刺激し合い、文化活動を充実し、参加者や支援者を増やします。
- 市民に向けて、活動内容やその楽しさを積極的に発信し、多くの参加を募ります。

(4) 企業の役割

○地域で行われる文化活動に対し、様々な形での参加・支援を推進します。

(5) 学校等の役割

○地域の伝統文化に触れる機会や、優れた芸術を鑑賞したり、芸術家と触れ合う機会の創出など、子どもたちが文化に親しむ環境づくりに取り組みます。

○大学をはじめ高等教育・研究機関においては、自らが主体となって講座やセミナーを開催するほか、学生等に地域の文化活動への参加を促すとともに、文化活動を企画・運営できる人材の育成を目指します。

(6) 文化施設等の役割

○文化団体等が活動や発表する場として、また、市民が集い文化に関する情報交換をしたり交流をする場として、継続して計画的な環境整備をします。

○市民が上質で多彩な文化に触れられるよう様々な文化事業を企画制作し、鑑賞や体験する機会を充実します。

○芸術家等が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

(7) 市の責務

○企業等の民間の活力を活かしながら、市民の文化活動が活発化するよう支援体制や環境を整えます。

○国・県・他市町及び庁内関係部署との連携・調整を図り、文化振興施策の展開を総合的に進め、評価を行い、進捗管理に取り組みます。

○文化振興施策を総合的かつ効果的、迅速に進めていくため、庁内の体制を整えます。

○積極的に国・県の補助金等を申請するなど、財源確保に努めます。

資 料 編

1. 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

三島市の文化芸術についてのイメージ、文化芸術の鑑賞活動、文化芸術施策、施設への意向等を把握し、文化芸術振興に関する市民の意見を幅広く聞くため、「文化芸術に関する市民意識調査」を実施した。

(2) 調査の概要

対象：18歳以上の三島市民2,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送による調査票の配付・回収

調査期間：令和2年5月26日～6月10日

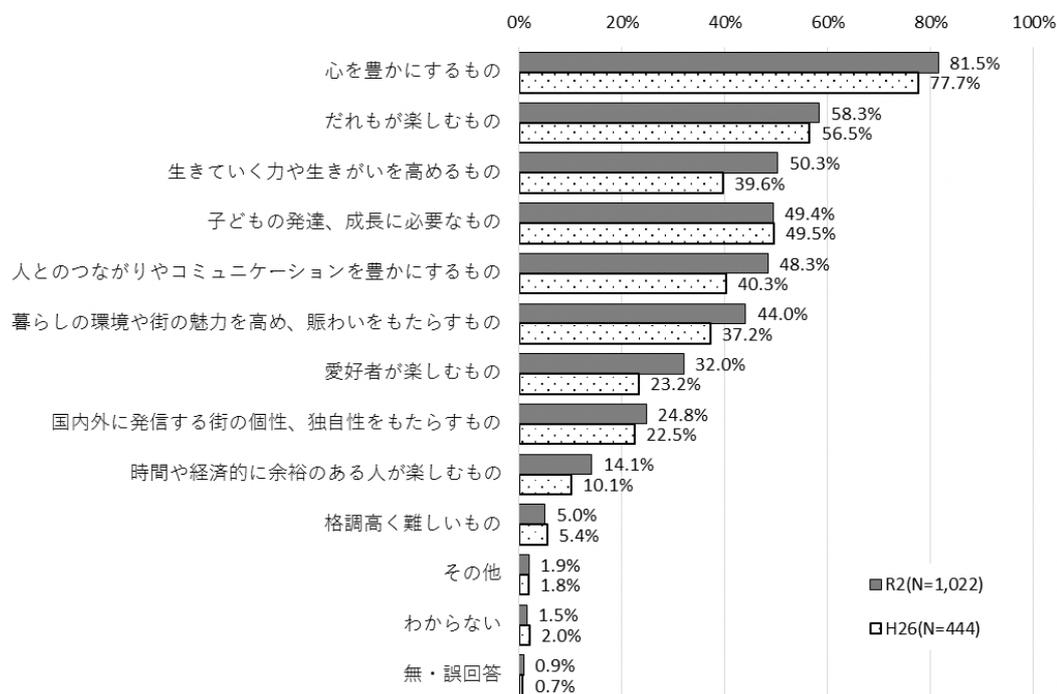
回収状況：有効回答数1,022件（有効回収51.1%）

※国が実施した全国調査「文化に関する世論調査（令和2年2月3日～2月10日実施）」と回答結果を比較・分析する。

(3) 調査結果の概要

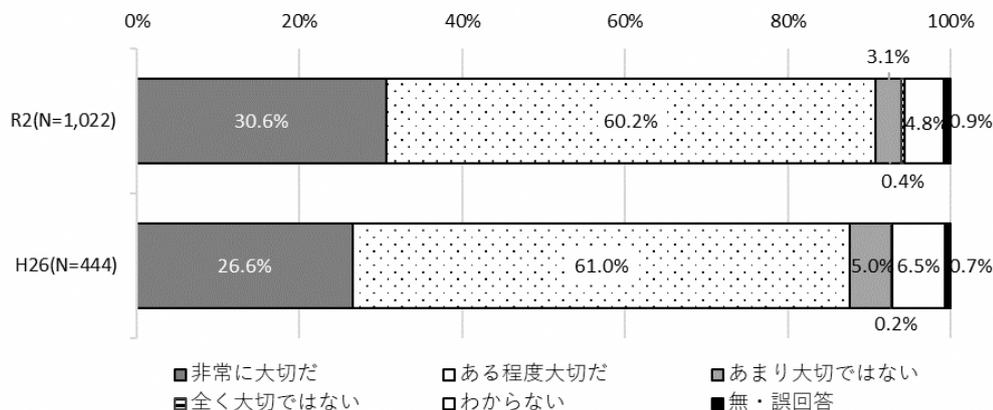
I 文化芸術に関する意識について

問1 あなたは「文化芸術」とは、どのようなものと考えていますか。



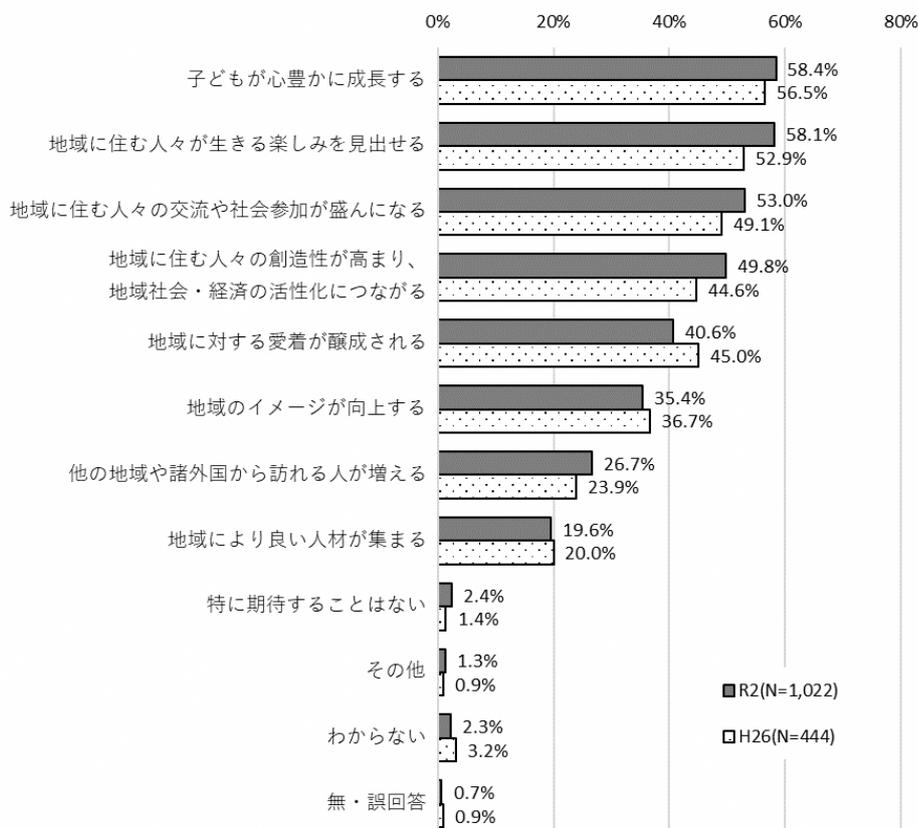
「心を豊かにするもの」(81.5%)が最も多く、次いで「だれもが楽しむもの」(58.3%)となっており、前回と比較しても上位2項目は変わらないが「生きていく力や生きがいを高めるもの」(50.3%)が10.7ポイント高くなり次いで3番目に多い回答となった。また、「格調高く難しいもの」(5.0%)、「時間や経済的に余裕のある人が楽しむもの」(14.1%)という考えは前回同様少なく、文化芸術が特定の人たちだけのものではなく、市民にとって身近なものとして認識されていることがうかがえる。

問2 あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術体験することや自ら文化芸術活動を行なうことについてどのように思いますか。



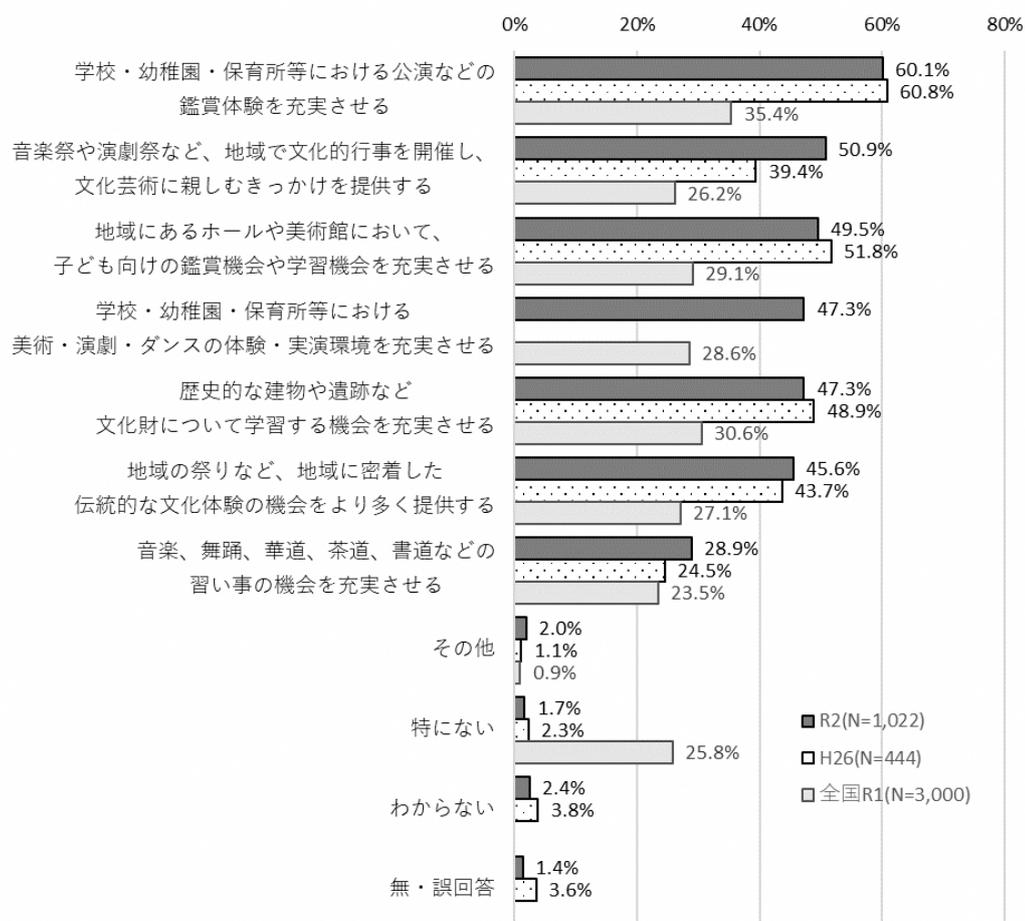
「非常に大切だ」と「ある程度大切だ」を合わせると全体の90.8%を占め、前回よりさらに3.2ポイント増えており、日常生活において「芸術」が必要であるという考えがよりうかがえる結果となった。

問3 地域文化の充実（文化芸術の鑑賞機会や活動機会、文化財や伝統的街並みの保存・整備などが充実すること）により、あなたが期待する効果は何ですか。



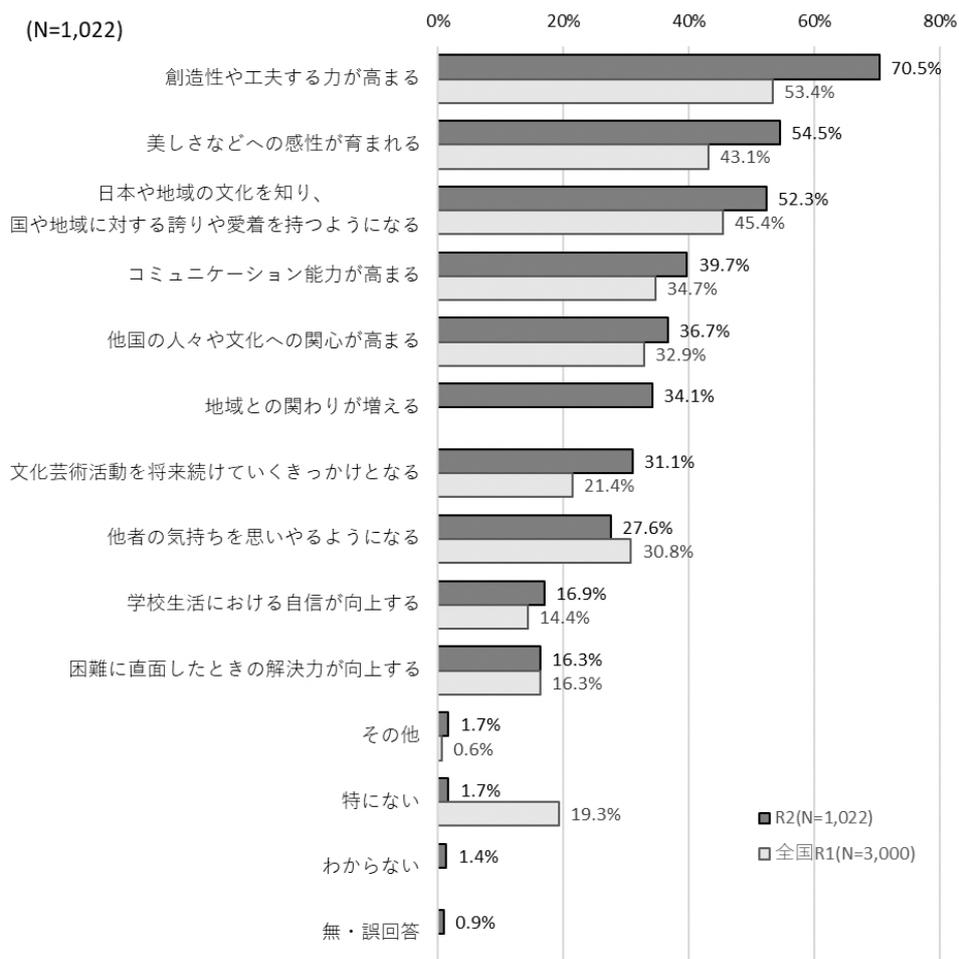
「子どもが心豊かに成長する」(58.4%)、「地域に住む人々が生きる楽しみを見出せる」(58.1%)、「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」(53.0%)など、次世代や地域社会への貢献が高いと考える傾向が前回同様うかがえる。またこちらも前回同様、「地域により良い人材が集まる」(19.6%)、「他の地域や諸外国から訪れる人が増える」(26.7%)などとなり、市外からの来訪に関しては期待値が低い。

問4 あなたは、子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。



「学校・幼稚園・保育園等における公演などの鑑賞体験を充実させる」(60.1%)が最も多く、次いで「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」(50.9%)が前回より11.5ポイント高くなっている。

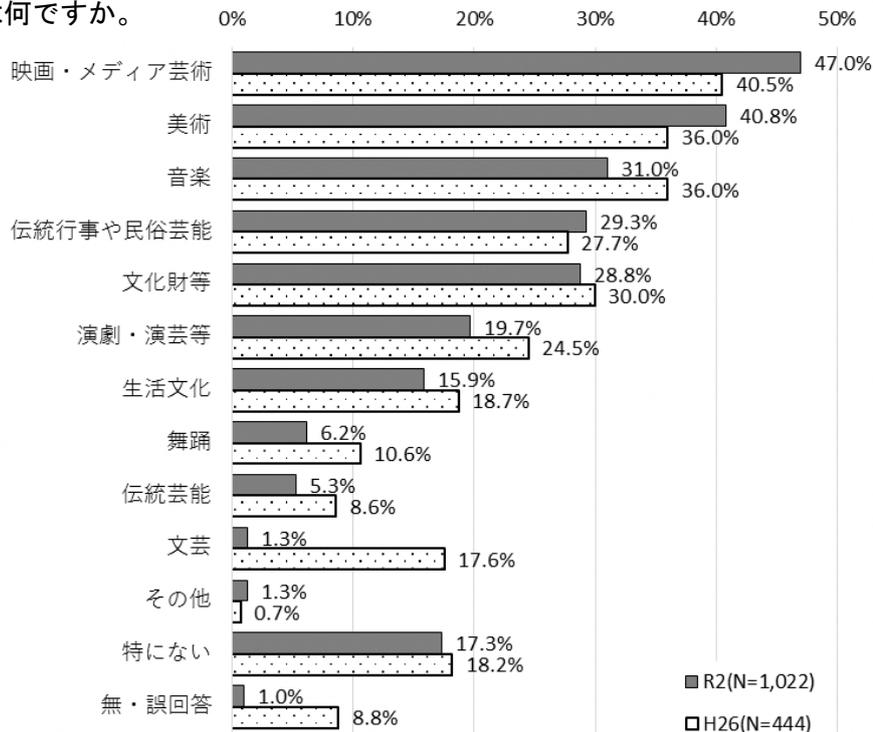
問5 子どもの文化芸術体験について、あなたが期待する効果は何ですか。



「創造性や工夫する力が高まる」(70.5%)、「美しさなどへの感性が育まれる」(54.5%)と支持が高くなっており、前回と比較しても増加している。そのほかの選択肢においても、支持が増えている項目が多く、子どもの文化芸術効果への関心の高まりを推察させる結果となった。

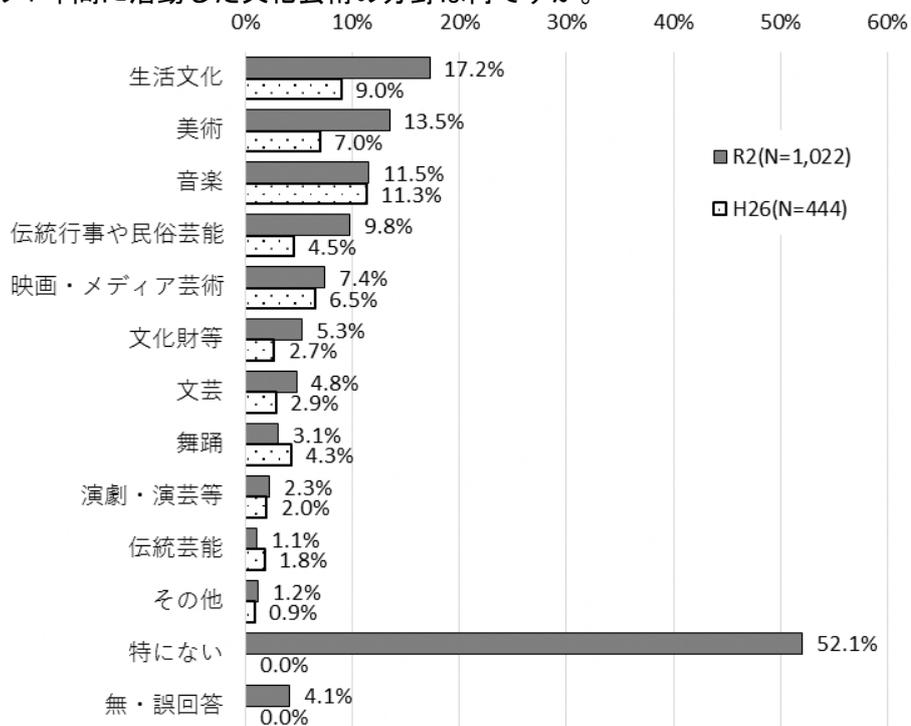
II 文化芸術の鑑賞及び創作活動等について

問6 あなたがこの1年間にホールや劇場、映画館や博物館などの会場で直接鑑賞した文化芸術の分野は何ですか。



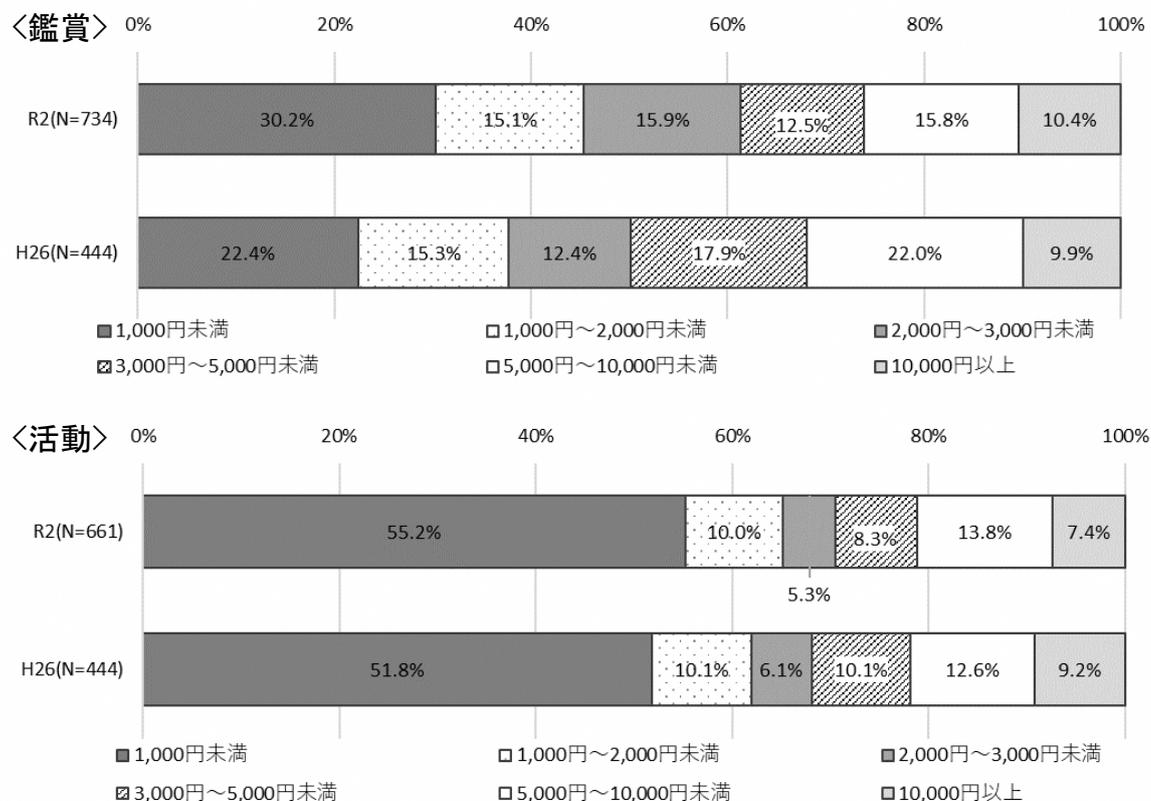
「映画・メディア芸術」(47.0%)、「美術」(40.8%)、「音楽」(31.0%)で前回と同様、より身近な分野の鑑賞が多い傾向にある。

問7 あなたがこの1年間に活動した文化芸術の分野は何ですか。



「生活文化」(17.2%)が8.2ポイント増え前回同様に最も多く、次いで「美術」(13.5%)が6.5ポイント増えて「音楽」(11.5%)より多くなった。

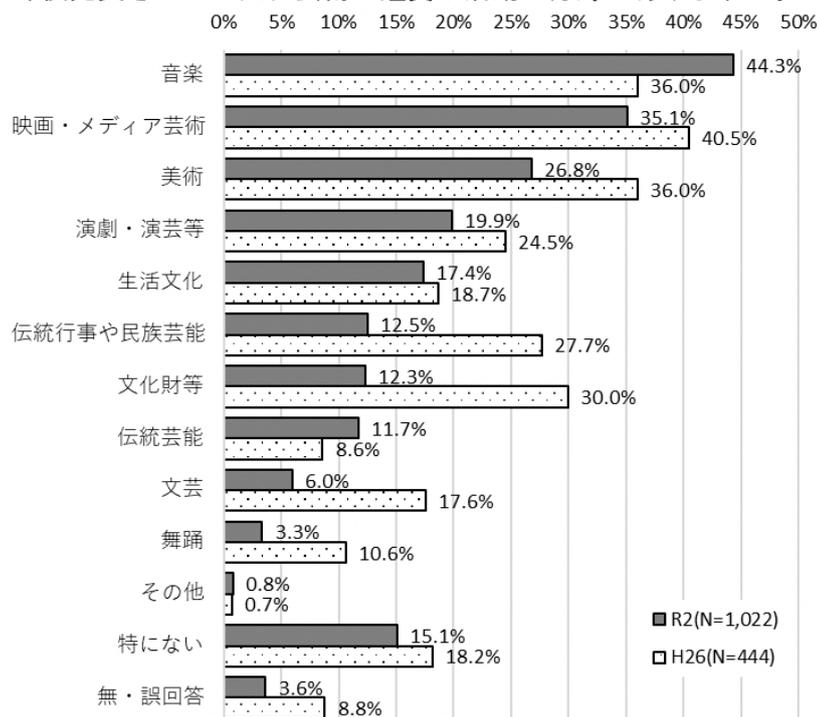
問8 あなたが、会場等での直接の文化芸術鑑賞および文化芸術活動に費やす金額は、月にどのくらいですか。



鑑賞/「1,000円未満」(30.2%)、「1,000～2,000円未満」(15.1%)、「2,000～3,000円未満」(15.9%)となり、前回と比べると3,000円未満の割合が増えた。

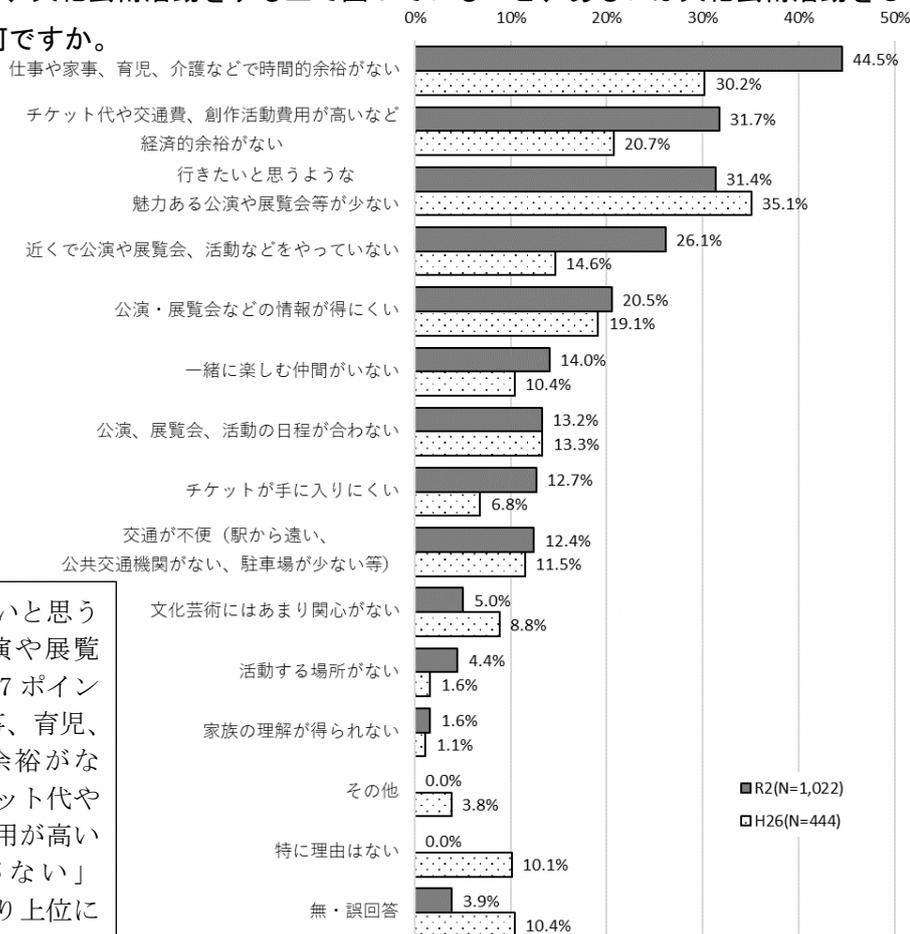
活動/「1,000円未満」(55.2%)と半数になり前回と同様の結果になった。

問9 あなた自身が今後充実させたい文化芸術の鑑賞や活動の分野はありますか。



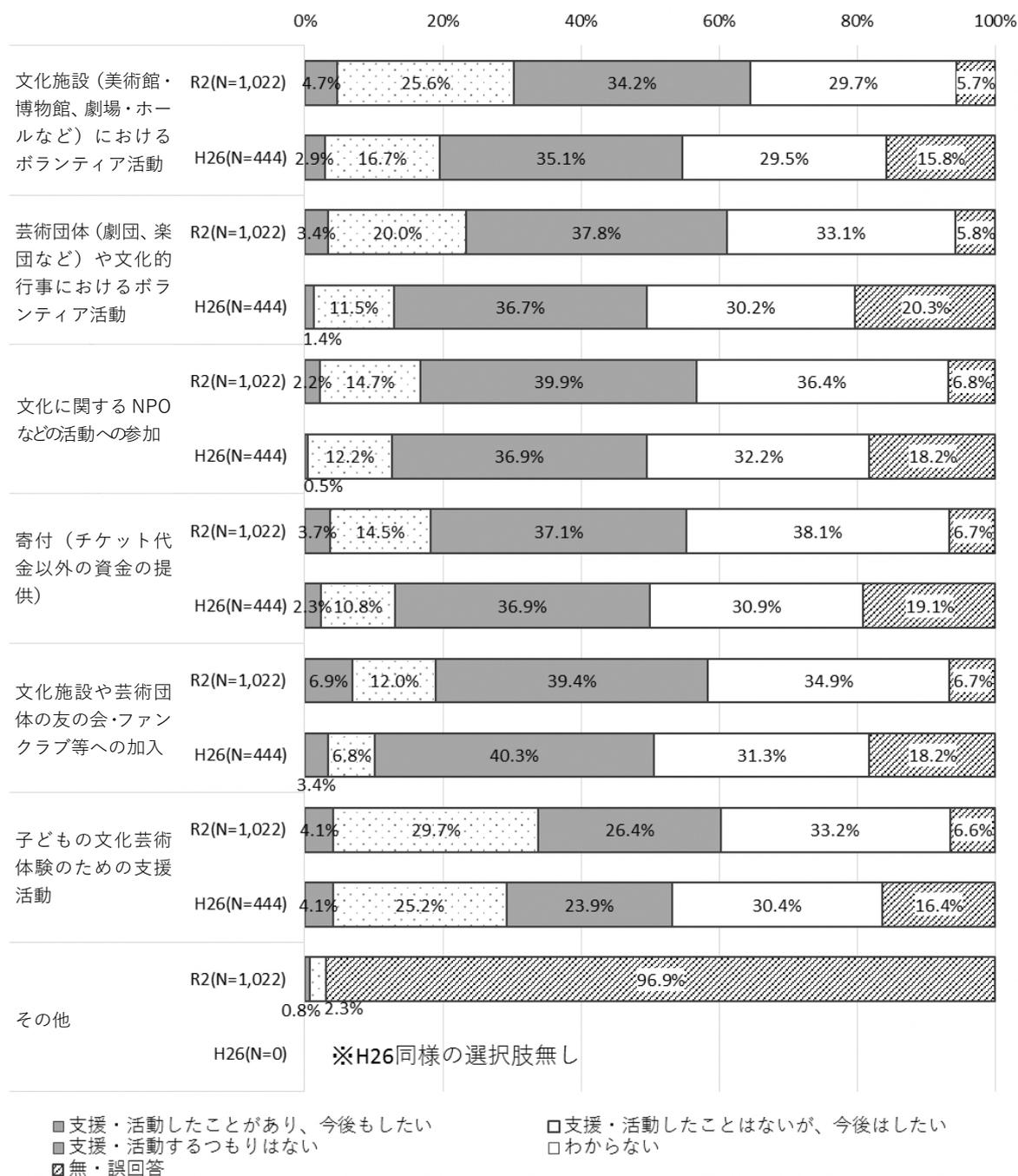
「音楽」(44.3%)、「映画・メディア芸術」(35.1%)、「美術」(26.8%)となり、問6の1年間で鑑賞した文化芸術の分野と上位項目が同じ結果になった。

問10 あなたが、文化芸術活動をする上で困っていること、あるいは文化芸術活動をしらない理由は何ですか。



前回に比べ「行きたいと思うような魅力ある公演や展覧会等が少ない」が3.7ポイント減り、「仕事や家事、育児、介護などで時間的余裕がない」(44.5%)、「チケット代や交通費、創作活動費用が高いなど経済的余裕がない」(31.7%)が多くなり上位になっている。

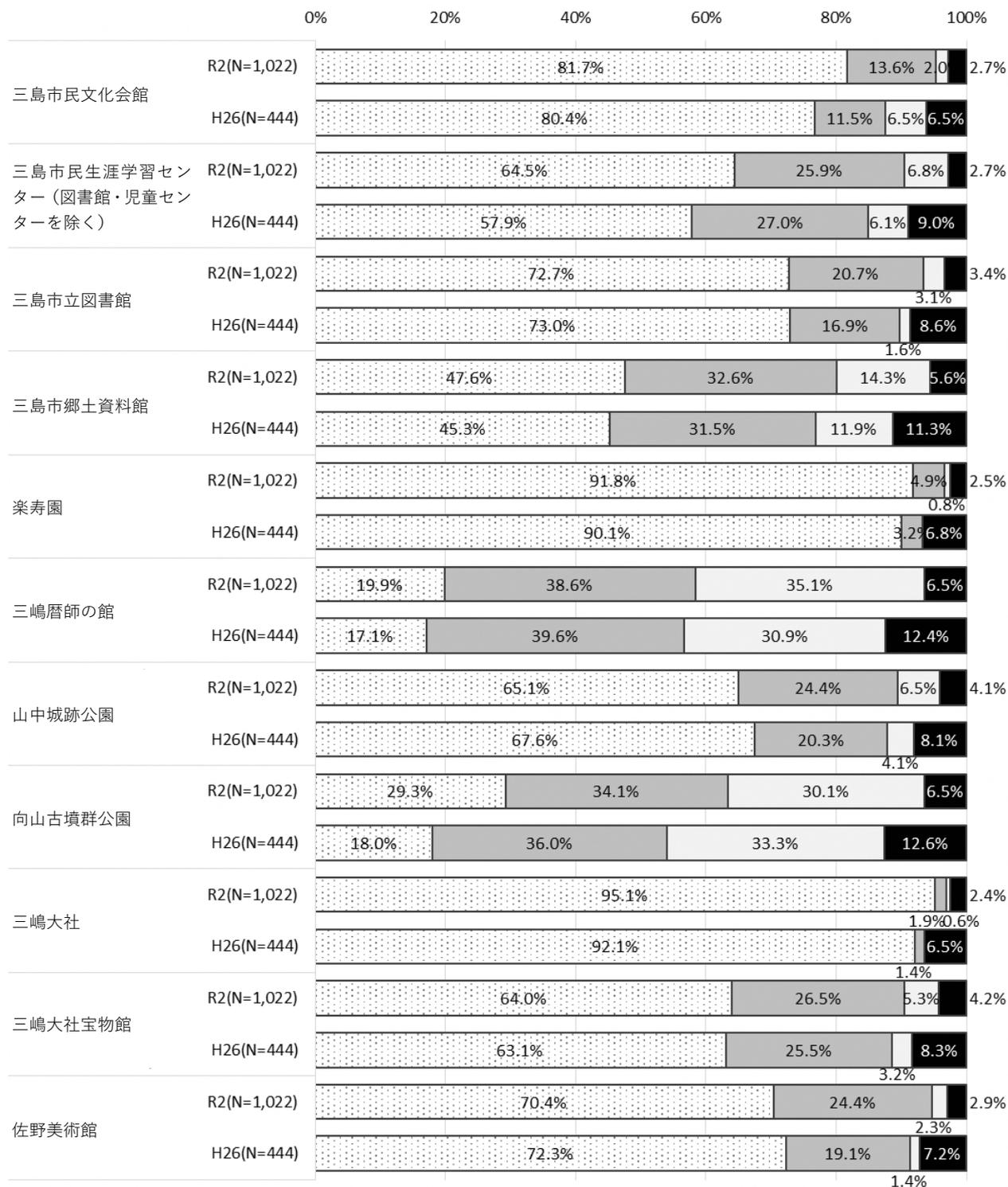
問 11 文化芸術活動に対する支援やボランティア活動をしたと思いますか。



「支援・活動したことがあり、今後もしたい」と「支援・活動したことはないが、今後はしたい」の回答が最も多かったのは「子どもの文化芸術体験のための活動支援」（33.8%）で、前回と同じ結果となった。また、「支援・活動するつもりはない」が多かったのは「文化に関するNPOなどの活動への参加」（39.9%）となっている。

Ⅲ 三島市の文化芸術について

問 12 市内の文化施設等で、あなたが知っているもの、利用経験があるものはありますか。

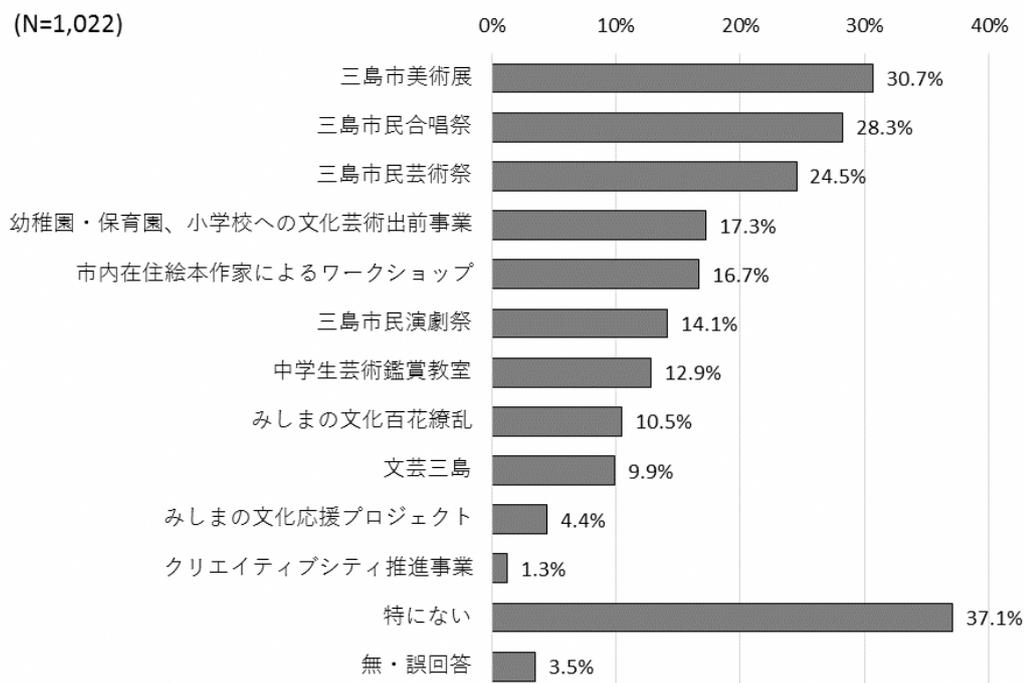


□利用または鑑賞に訪れたことがある □訪れたことはないが名前は知っている □知らない ■無・誤回答

「利用または観覧に訪れたことがある」を選んだ回答者は、「楽寿園」(91.8%)、「三嶋大社」(95.1%)、「三島市民文化会館」(81.7%)、「三島市立図書館」(72.7%)、「佐野美術館」(70.4%)で非常に多く、知名度も高い。

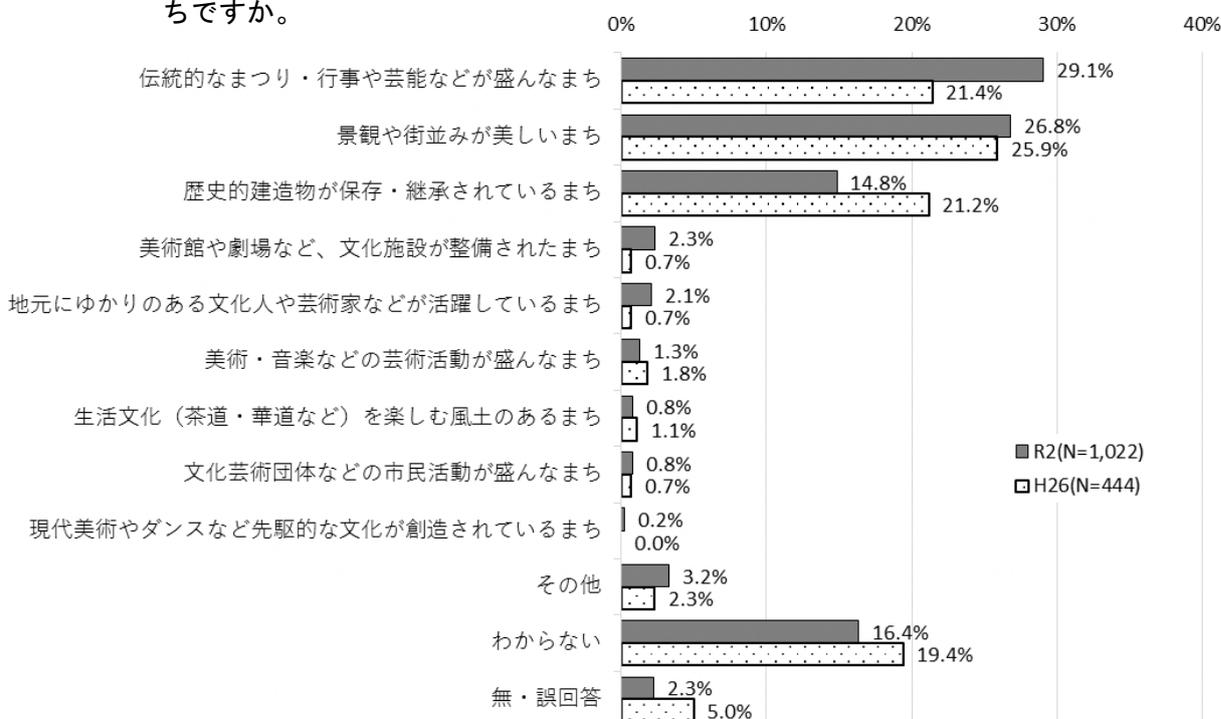
問13 文化芸術に関する三島市の取組みについて知っているものはありますか。

(N=1,022)



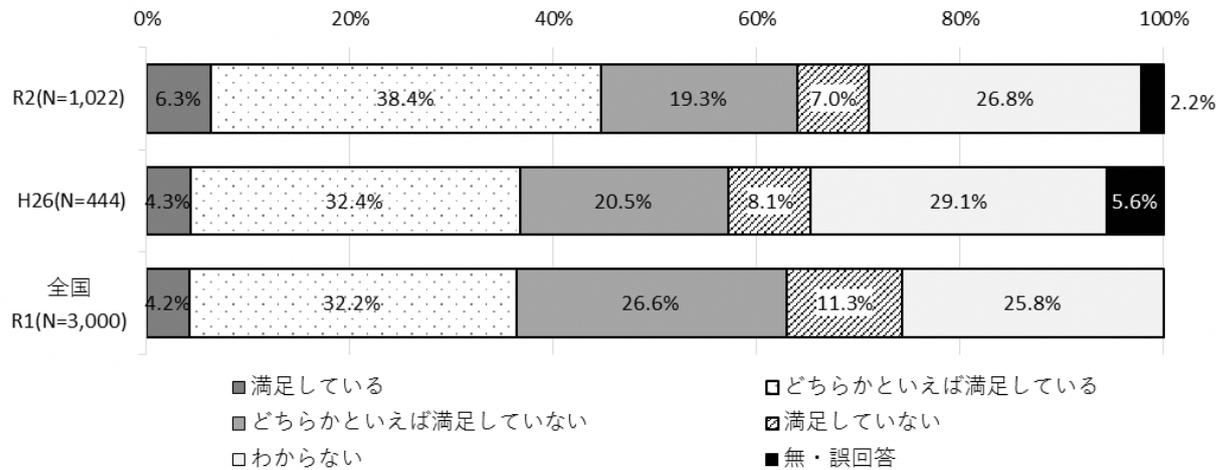
「特にない」が37.1%と最も多く、次いで「三島市美術展」(30.7%)、「三島市民合唱祭」(28.3%)となっている。

問14 あなたは、文化芸術の面から見た三島市について、どのようなまちのイメージをお持ちですか。



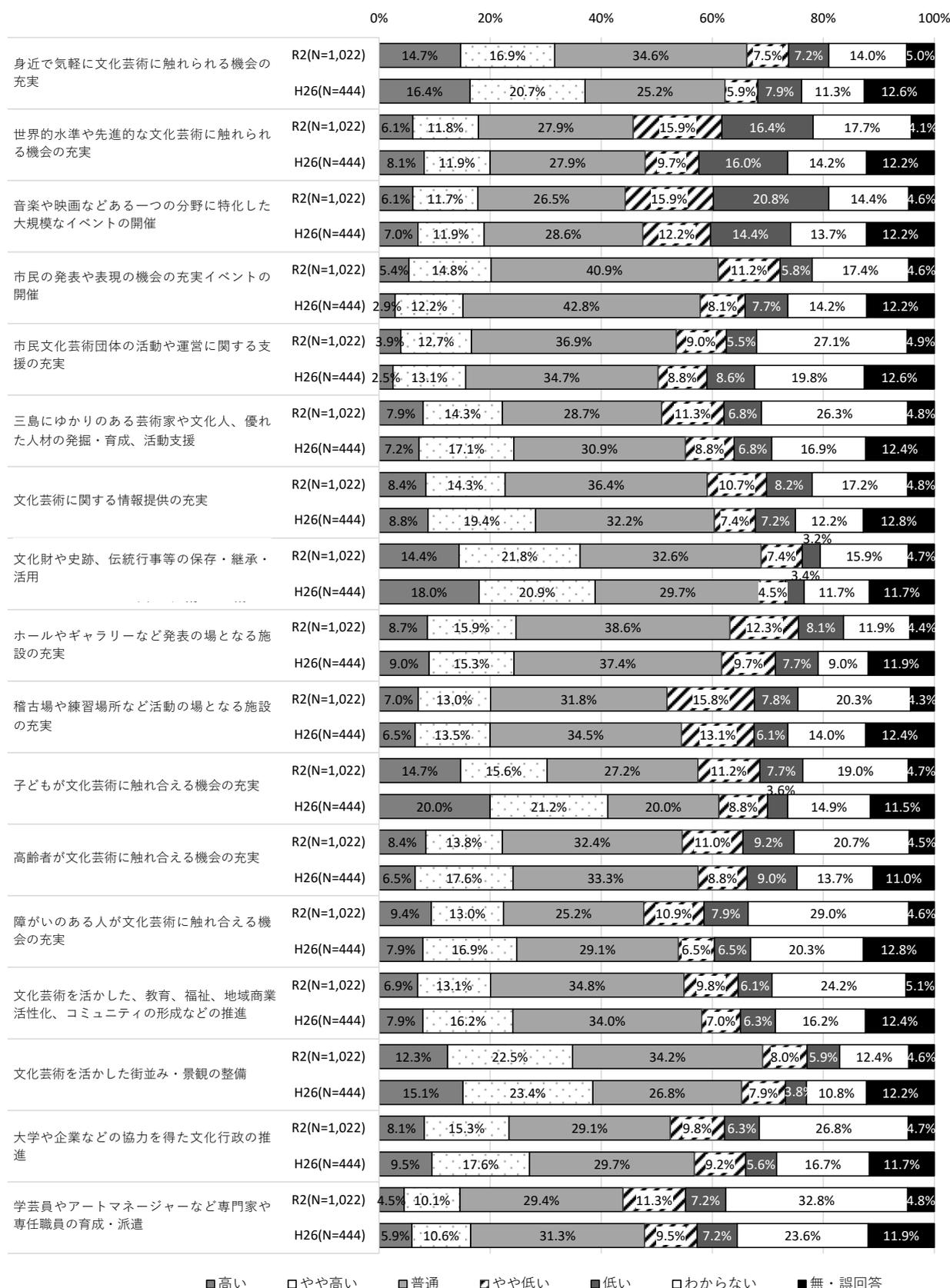
「伝統的なまつり・行事や芸能などが盛んなまち」(29.1%)と前回に比べ7.7ポイント増え最も多く、「景観や街並みが美しいまち」(26.8%)となっている。次いで「歴史的建造物が保存・継承されているまち」(14.8%)となり6.4ポイント減っている。

問 15 あなたは、三島市の文化的環境（鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的な街並みの保存・整備など）に満足していますか。



前回同様、「どちらかといえば満足している」(38.4%)の次に高い数値を示したのが、「わからない」(26.8%)であったものの、満足している(「満足している」+「どちらかといえば満足している」)の割合が8ポイント増えている。

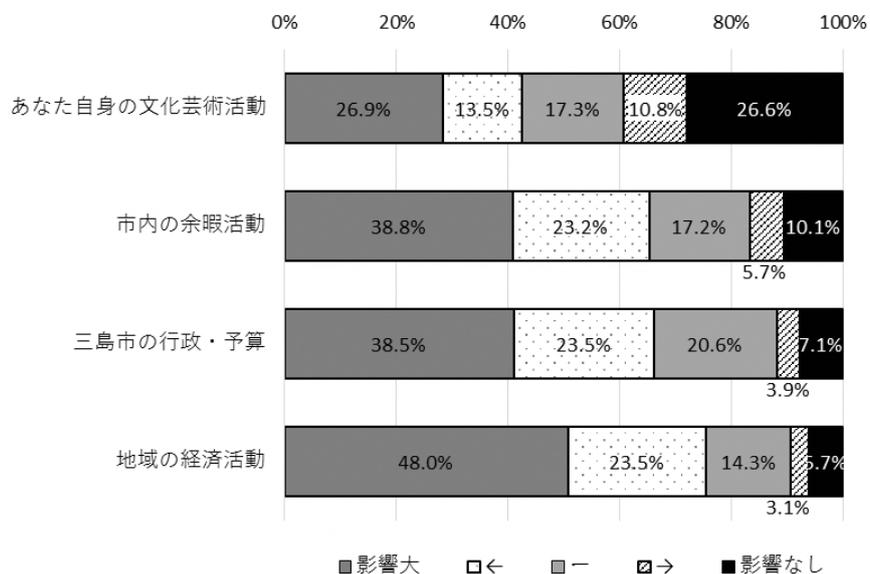
問 16 三島市の文化芸術振興施策について、重要度をどのようにお考えですか。



重要度が「高い」と答えた人が最も多いのは「身近で気軽に文化芸術に触れられる機会の充実」と「子どもが文化芸術に触れ合える機会の充実」で14.7%。また、「低い」と答えた人が最も多いのは「音楽や映画などある一つの分野に特化した大規模なイベントの開催」(20.8%)となった。

IV 新型コロナウイルス感染拡大に関する影響について

問17 新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されており、様々な影響が懸念されていますが、各分野への影響の度合いについて、どのように感じていますか。



影響が懸念されると答えた人が最も多かったのは「地域の経済活動」(48.0%)で、次いで「市内の余暇活動」(38.8%)、「三島市の行政・予算」(38.5%)となった。また、影響なしと答えた人が最も多かったのは「あなた自身の文化芸術活動」(26.6%)となった。

2. 三島市文化振興基本条例

平成26年6月27日

条例第34号

改正 平成29年3月28日条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 文化振興基本計画(第9条)

第3章 文化の振興に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 文化振興審議会(第17条)

附則

文化を創造し、享受し、これらの活動を支援することは、人々の生まれながらの権利であり、これを尊重し合える社会を実現することは、人々の願いである。

文化は、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、人々の生活に安らぎと潤いをもたらすものである。

また、地域の歴史と風土に培われてきた伝統的な文化は、将来にわたり受け継ぐべき私たちの宝であり、地域を愛する心を養い、共通のよりどころとして人々の相互の絆^{きずな}を強め、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の源泉となることで活力ある地域社会の実現に資するものである。

ここ三島は、霊峰富士からの清らかな湧水が流れる美しい水の都であり、その湧水が私たちを育む上で重要な要素となっている。また、古くから伊豆における政治経済の中心、交通の要衝、三嶋大社の門前町として栄え、独自の歴史を経てきた。

そのような中で培われてきた固有の文化は、私たちの誇りである。

将来にわたりこのような文化を継承し、発展させるとともに、新たな文化を創造していくためには、人々が自ら文化の担い手であることを認識し、文化の多様性を尊重しつつ、市民等、文化団体、学校、事業者及び市が相互に連携を図りながら協力することが必要である。

また、文化が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、活力ある地域社会の実現のため、文化を通じた交流の促進、教育、観光、社会福祉その他の分野との連携等の施策を包括的に推進していくことが必要である。

ここに、文化の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、市民等の役割等を明らかにするとともに、市における文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めること等により、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び市民等が将来にわたり誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内で文化活動を行う者をいう。
- (4) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市との連携が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、文化振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等、文化団体、学校及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、文化振興施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自らが文化活動の担い手であることを自覚し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことにより、文化を継承し、及び創造し、並びに発展させるよう努めるものとする。

(文化団体の役割)

第6条 文化団体は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、自主的かつ主体的に文化活動の充実に努めるとともに、文化活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、文化に関する体験学習等の充実に努めることを通じて幼児、児童、生徒又は学生の感性を磨き、表現力を高め、及び創造力を豊かなものにするよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、文化についての関心と理解を深め、地域の文化の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

(基本計画)

第9条 市は、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三島市文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化の振興に関する基本方針
- (2) 文化の振興に関する目標
- (3) 文化振興施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(市民等の文化活動を行う機会の充実)

第10条 市は、市民等が、等しくかつ身近に多様な文化に親しむことができるようにするため、その文化活動を行う機会の充実に努めるために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの多様な文化に親しむ機会の提供)

第11条 市は、子どもの感性を磨き、及び豊かな人間性を育むため、子どもが多様な文化に親しむ機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

(伝統文化の継承、発展等)

第12条 市は、市民等が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現を図るため、伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第13条 市は、文化を通じた交流を促進するため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第14条 市は、将来にわたり市民等の文化活動を促進するため、文化に関する専門的知識及び技能を有する者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の分野における施策との連携の促進等)

第15条 市は、心豊かな市民生活を実現するため、文化振興施策と教育、観光、社会福祉その他の分野における施策との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、文化振興施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 文化振興審議会

(審議会)

第17条 文化の振興を図るため、三島市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長(文化財の保護に関する事項にあつては、教育委員会)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他文化の振興に係る重要事項に関すること。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化団体を代表する者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 市内に居住する者
- (6) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第20号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に従前の三島市文化振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の第17条第3項の規定により三島市文化振興審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の第17条第5項の規定により三島市文化振興審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3. 三島市文化振興審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
岩下 晶子	常葉大学短期大学部准教授	新任
橋本 由紀子	日本大学国際関係学部教授	
平野 雅彦	静岡大学人文科学部客員教授	会長
宮西 達也	絵本作家	
橋本 敬之	NPO伊豆学研究会理事長	
靱山 好実	三島市文化芸術協会会長	副会長
中村 麻美	三島市立山田小学校長	
井島 真知	ベルナール・ビュフェ美術館学芸員	
杉山 朋子	静岡新聞社・静岡放送 東部総局東部ビジネスセンター事業部長	
坪井 則子	佐野美術館館長	
田村 耀子	市民公募	退任
坂田 芳乃	市民公募	新任
室伏 学	静岡県スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課長	

※敬称略。選出区分及び氏名の五十音順。

※令和2年9月30日退任

令和2年10月1日新任

4. 文化振興基本計画中間見直しに係る作業部会委員名簿

氏名	所属等
谷 ゆかり	子ども保育課 主幹
上松 優香	障がい福祉課 主事
西川 菜月	政策企画課 主事
井上 流花	商工観光課 主事
山添 豊	都市計画課 主事
高嶋 大生	学校教育課 指導主事
齊藤 広道	生涯学習課 主幹
菅藤 悦子	図書館 主任司書
平林 研治	郷土資料館 館長
鈴木 武仁	文化振興課 主査

5. 計画の策定経過

日程	会議名等	内容等
令和元年 10月23日	令和元年度 第1回文化振興審議会	後期計画（中間見直し）策定の進め方について
令和2年 5月11日	令和2年度 第1回文化振興審議会	文化芸術に関する市民意識調査について (新型コロナウイルス感染症拡大に伴う書面開催)
5月23日 ～6月10日	文化芸術に関する 市民意識調査	郵送による意識調査 20歳以上の三島市民2,000人(無作為抽出)
6月25日	第1回作業部会	文化芸術に関する市民意識調査について、 中間評価について
7月21日 ～8月19日	文化施設ヒアリング	中間評価、後期計画について
9月2日	令和2年度 第2回文化振興審議会	市長から文化振興審議会への諮問 市民意識調査及び中間評価について、 計画骨子案について
10月9日	団体ヒアリング (三島市文化芸術協会)	中間評価、後期計画等について意見交換
11月9日	令和2年度 第3回文化振興審議会	重点プログラムについて、計画案について
11月24日	第2回作業部会	重点プログラムについて、計画案について (メールによる意見聴取)
12月16日 ～1月15日	パブリック・コメント	市民意見数 1件
1月14日	三島市教育委員会への 意見聴取	計画案について
1月26日	文化振興審議会へパブリック・コメント結果の報告	パブリック・コメント意見及び対応についての報告
2月4日	文化振興審議会から 市長へ答申	審議会正副会長から市長へ答申書の提出
2月26日	後期計画の決定	市長決裁

三島市文化振興基本計画
(後期計画)

発行 令和3年3月

編集 三島市産業文化部文化振興課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号

電話 055-983-2756 FAX 055-981-7720

E-mail : bunka@city.mishima.shizuoka.jp

URL <https://www.city.mishima.shizuoka.jp>

